

# 第6号議案 女性理事追認の件 補足資料

## 定款および理事選挙規程関連条項

### 1. 定款抜粋

#### 第3章 役員

##### (種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 10人以上25人以内

(2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長とし、2人以上5人以内を副理事長とする。

##### (選任等)

第14条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

##### (職務)

第15条 理事長、副理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長及び副理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

##### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

### 2. 理事選挙規程抜粋

#### (目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人八王子市民活動協議会(以下、協議会という)定款第13条の理事の選出に関する事項を定める。

#### (任務)

第2条 定款第14条によって選任される理事の選出に関わる事項は理事選挙管理委員会(以下、選挙管理委員会という)が取り扱う。

#### (理事立候補者の公示・受付)

第5条 選挙管理委員会は選挙日程を公示して理事立候補者の受付を行う。

(1) 公示は総会の30日以上前に行う。

(2) 立候補者の受付は公示後2週間の期間を設けて行う。

(3) 公示は協議会の掲示板及びホームページ上で行う。また、選挙公報による広報は正会員への発送をもって行なう。

#### (立候補者の資格)

第6条 理事立候補者は総会の行われる前年度末の在籍正会員で、且つ、総会当日の在籍正会員でなければならない。

#### (理事選挙)

第9条 理事選挙は定款第14条の定めにより、総会において行われる。選挙管理委員会は理事選挙に関わる一切の事務を統括する。

第10条 選挙管理委員長は選挙結果の報告を総会において行う。

#### (立候補者が定款定数未満の場合の取扱)

第11条 理事立候補者が定款の定数未満の場合の取扱は総会において決する。

#### (欠員補充の為の選挙)

第12条 会則第17条に定める理事の欠員補充の選挙については、この規程を準用する。